

特別障害者手当必要書類等

1：支給対象

支給資格者：障害者本人（所得制限あり）

2：支給内容

支給額：月額 27,980 円（毎年変動します）

支給時期：年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）支給します。

3：必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書
- ・所得状況届
- ・承諾書
- ・同意書
- ・公的年金調書
- ・振込口座指定書（金融機関に証明印をもらってきてください、通帳の写しがある場合は金融機関の証明印は必要ありません。）
- ・障害者手帳、療育手帳（お持ちの方は写しを取りますので、ご持参ください。）
- ・年金証書（受給中の方はお持ちください）
- ・印鑑（認印）

※通常書類提出後、支給認定まで 1～2 ヶ月程度かかります。

【ご注意】

当該手当は、施設入所していない方や、病院や診療所に継続して3か月を超えて入院されていない方が支給要件となります。支給対象者が、施設入所や病院等に入院される可能性がある場合は、障がい者支援G（TEL：0595-84-3313）まで必ずご連絡ください。